

後期高齢者医療制度における周知方法の改善

— 被用者保険の被扶養者に係る医療保険制度への加入手続の周知について —

総務省九州管区行政評価局(局長 ^{まんとに} 萬谷 ^{まさと} 優人)は、被用者保険の被扶養者(以下「被扶養者」という。)に係る医療保険制度への加入手続の周知について、行政相談を受けました。

被用者保険の被保険者が 75 歳に到達し、後期高齢者医療制度に加入する際、被扶養者は、被保険者とともに、それまで加入していた被用者保険を脱退することとなるため、新たに医療保険制度への加入手続が必要となり、その周知が重要となります。

当局が九州 3 県におけるその周知状況を調査したところ、健康保険(日本年金機構)では、75 歳に到達する被保険者の属する適用事業所に送付しているチラシにより周知を図っていましたが、後期高齢者医療広域連合等では、75 歳に到達する後期高齢者医療制度の新規被保険者に被保険者証を交付する際に、周知を図っているケース、いないケースなど対応は様々。

当局では、本件について、同様の問題が他県でも生じていると想定されることから、幅広い観点からの意見を聴取して対応することが必要と考え、民間の有識者を構成員とする行政苦情救済推進会議(座長 石森 久広 西南学院大学副学長・大学院法務研究科教授)に諮りました。

その結果を踏まえ、本日、厚生労働省九州厚生局に対し、被扶養者に係る医療保険制度への加入手続の周知について、後期高齢者医療広域連合等に助言等を行うことなどを内容とするあつせんを行いました。

【行政相談の内容】

会社勤めをしている夫(健康保険の被保険者)が 75 歳になる約 1 か月前に、福岡県後期高齢者医療広域連合から夫の後期高齢者医療被保険者証が送られてきた。郵便物を確認したが、妻である私(健康保険の被扶養者)の被保険者証は同封されておらず、被保険者証とともに送られてきた書類の記載を見ても手続が必要かどうか分からなかった。福岡県後期高齢者医療広域連合に直接問い合わせたところ、健康保険の被扶養者自身が 75 歳に到達していない場合、国民健康保険への加入手続等を行わなければ、一時的に医療費が全額自己負担となるおそれがあるとのことであった。

健康保険の被保険者が後期高齢者医療制度に新たに加入する際、一時的であったとしても、その被扶養者が医療費を全額自己負担するおそれが生じないよう、被扶養者に新たに医療保険制度への加入手続が必要になることをもっと分かりやすく周知してほしい。

本件照会先

総務省九州管区行政評価局 総務行政相談部
首席行政相談官 右田 哲夫
電 話 : 092-431-7136 (直通)
メール : ksy32@soumu. go. jp

＜あっせんの概要＞

制度の概要(医療保険制度への加入手続等) 【別紙4、5参照】

被用者保険の被保険者(75歳到達) → 後期高齢者医療制度に加入(被用者保険の資格喪失)

被用者保険の被扶養者(75歳未満) → 被保険者の資格喪失に伴い、被用者保険を脱退

→ 被扶養者は、新たに医療保険制度への加入手続が必要

(後期高齢者医療制度には被扶養者の概念がないため、同制度への加入不可)

⇒ 手続を行わなかった又は遅れた場合……

新しい被保険者証の交付が受けられず、一時的に医療費が全額自己負担となるおそれ

当局の調査結果

1 後期高齢者医療制度加入時の周知状況 【別紙6参照】

〔調査対象機関:3 後期高齢者医療広域連合(福岡県、佐賀県及び長崎県)、3 後期高齢者医療広域連合管内の4市〕

(1) 福岡県後期高齢者医療広域連合は、県内の市町村に対し、75歳に到達する新規被保険者の被保険者証及び制度の案内書類を送付しており、各市町村は新規被保険者への引渡しを実施
福岡県後期高齢者医療広域連合が送付している案内書類には、被扶養者に新たに医療保険制度への加入手続が必要となる旨の記載あり

(2) 佐賀県後期高齢者医療広域連合は、県内の市町に対し、75歳に到達する新規被保険者の被保険者番号、氏名及び資格取得年月日を通知
佐賀県内の調査対象市は、佐賀県後期高齢者医療広域連合からの通知を受け、新規被保険者の被保険者証を作成し、同広域連合が作成した制度の案内書類とともに新規被保険者への引渡しを実施。しかし、同市が新規被保険者に送付している案内書類には、被扶養者に新たに医療保険制度への加入手続が必要となる旨の記載なし

(3) 長崎県後期高齢者医療広域連合は、県内の市町に対し、75歳に到達する新規被保険者の被保険者証及び制度の案内書類を送付しており、各市町は新規被保険者への引渡しを実施。しかし、当該案内書類には、被扶養者に新たに医療保険制度への加入手続が必要となる旨の記載なし

長崎県内の調査対象市は、長崎県後期高齢者医療広域連合から被保険者証及び案内書類を受領し、これに同市が作成した書類を追加した上で、新規被保険者への引渡しを実施。

しかし、同市が追加した書類においても、被扶養者に新たに医療保険制度への加入手続が必要となる旨の記載なし

(被扶養者に係る周知に関する関係機関の意見)

- ・ 県内の市町村に対し被保険者証とともに送付しているチラシは、文字ばかりで見づらいこともあり、内容の見直しが必要だと考えている。
- ・ 各市町村の人口規模や業務体制によって周知の方法は異なるものであり、各市町村の実情に合った方法で周知する必要があるのではないか。

当局の調査結果(続き)

2 健康保険脱退時の周知状況

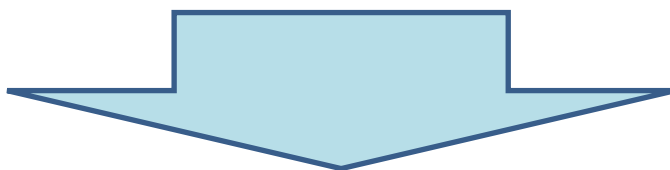
- ・ 日本年金機構福岡広域事務センター(九州7県及び沖縄県を管轄)は、75歳に到達する後期高齢者医療制度の新規被保険者が属する管内の健康保険の適用事業所に対し、当該被保険者に係る「健康保険被保険者資格喪失届」及び「健康保険被扶養者(異動)届」(被扶養者がいる場合)の提出を依頼

⇒ 同センターが提出依頼時に適用事業所に送付しているチラシにおいて、被保険者が健康保険の資格を喪失した場合、被扶養者に国民健康保険等の医療保険への加入手続が必要となる旨の記載あり

3 九州厚生局の指導助言等の実施状況

- ・ 九州厚生局(九州7県及び沖縄県を管轄)は、管内の後期高齢者医療広域連合に対し、年1回、業務の実施状況に係る指導助言等を実施

⇒ しかし、後期高齢者医療広域連合や市町村から75歳に到達する後期高齢者医療制度の新規被保険者等に対し、被扶養者に新たに医療保険制度への加入手続が必要となることを周知すべき旨の助言等を実施した実績なし



行政苦情救済推進会議の意見

- 1 本事案のように、被用者保険の被保険者等が後期高齢者医療制度に加入することにより他の医療保険制度への加入手続が必要となる被扶養者のうち、手続の漏れや遅れにより、一時的に医療費が全額自己負担となるおそれがある者は、潜在的には少なからず存在すると思われる。このような被扶養者の医療保険制度の加入手続に漏れや遅れが生じることのないよう、しっかり周知を行う必要がある。
- 2 一部の後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療被保険者証の送付時に同封しているパンフレットやチラシにおいて、被扶養者に新たに医療保険制度への加入手続が必要となる旨記載し周知を行っているが、その他の情報量が多く分かりづらい。被扶養者に係る周知事項を1枚にまとめて記載した方が、より分かりやすくなると考えられる。

これを受けて、九州厚生局に以下をあっせん

後期高齢者医療制度においては被扶養者の概念がなく、新たに同制度の被保険者となる者に被扶養者が存在するかどうかを把握する仕組みとなっていないが、被用者保険の被保険者等が新たに同制度に加入するに当たって、当該被保険者等に被扶養者が存在する場合、当該被扶養者について一時的に医療費が全額自己負担となるおそれが生じないようにすることが重要である。このため、被用者保険における被扶養者に係る他の医療保険制度への加入手続の周知に加え、後期高齢者医療制度において同趣旨の周知を併せて行うことが効果的と考えられることから、九州厚生局は、以下の措置を講ずる必要がある。

- 1 後期高齢者医療被保険者証送付時の案内書類による周知は、後期高齢者医療制度の被保険者等が直接手にする機会を確保するという点で効果的であると考えられることから、管内の後期高齢者医療広域連合及び市町村に対し、後期高齢者医療被保険者証送付時の案内書類により、被扶養者に新たに医療保険制度への加入手続が必要となることに関する周知を行うことについて、助言等を行うこと。

また、その際、既に後期高齢者医療被保険者証送付時の案内書類により周知を行っている後期高齢者医療広域連合及び市町村を含め、本事案のように、周知内容が後期高齢者医療制度の被保険者等に理解されていない状況があることを踏まえ、例えば、被扶養者に係る周知の内容を他の情報と分離し1枚にまとめるなど、より簡潔で分かりやすく周知を行うことについても助言等を行うこと。

- 2 被扶養者に係る周知の方法を工夫している例(対面での説明、説明会の実施、案内書類やホームページの記載等)を収集し、管内の後期高齢者医療広域連合及び市町村に対し、情報提供を行うこと。

【行政苦情救済推進会議とは】

相談事案の処理に当たり、民間有識者の意見を反映させることにより、公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、もって国民の立場に立った行政苦情の救済を推進するために設置。以下の方々と構成

(座長) 石森 久広 (西南学院大学副学長・大学院法務研究科教授)

(委員) 久留 百合子 (消費生活アドバイザー)

三木 和信 (福岡行政相談委員協議会会長)

高木 直人 (公益財団法人九州経済調査協会理事長)

戸江 千枝 (税理士)

坂井 政美 (株式会社西日本新聞社論説委員長)

三浦 邦俊 (弁護士)

《別 紙》

1 後期高齢者医療の被保険者の資格取得に関する法令

○ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）＜抜粋＞

（被保険者）

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とする。

- 一 後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する七十五歳以上の者
- 二 後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する六十五歳以上七十五歳未満の者であつて、厚生労働省令で定めるところにより、政令で定める程度の障害の状態にある旨の当該後期高齢者医療広域連合の認定を受けたもの

○ 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号）＜抜粋＞

（被保険者証及び被保険者資格証明書の交付）

第十七条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者に対し、様式第一号又は第二号による被保険者証を、有効期限を定めて交付しなければならない。

2 （略）

2 健康保険の被保険者及び被扶養者の資格喪失等に関する法令

○ 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）＜抜粋＞

（定義）

第三条 この法律において「被保険者」とは、適用事業所に使用される者及び任意継続被保険者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、日雇特例被保険者となる場合を除き、被保険者となることができない。

一～六 （略）

七 後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十条の規定による被保険者をいう。）及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第五十一条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならないもの（以下「後期高齢者医療の被保険者等」という。）

八～九 （略）

2～6 （略）

7 この法律において「被扶養者」とは、次に掲げる者をいう。ただし、後期高齢者医療の被保険者等である者は、この限りでない。

一 被保険者（日雇特例被保険者であつた者を含む。以下この項において同じ。）の直系尊属、配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、子、孫及び兄弟姉妹であつて、主としてその被保険者により生計を維持するもの

二～四 （略）

8～10 （略）

(届出)

第四十八条 適用事業所の事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格の取得及び喪失並びに報酬月額及び賞与額に関する事項を保険者等に届け出なければならない。

○ 健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号）＜抜粋＞

(被保険者の資格喪失の届出)

第二十九条 法第四十八条の規定による被保険者の資格の喪失に関する届出は、当該事実があった日から五日以内に、様式第八号による健康保険被保険者資格喪失届を機構又は健康保険組合に提出することによって行うものとする。この場合において、協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者の資格を喪失したときは、個人番号又は基礎年金番号、第三種被保険者に該当することの有無及び厚生年金保険の従前の標準報酬月額を付記しなければならない。

2 (略)

(被保険者証の返納)

第五十一条 事業主は、被保険者が資格を喪失したとき、その保険者に変更があったとき、又はその被扶養者が異動したときは、遅滞なく、被保険者証を回収して、これを保険者に返納しなければならない。この場合（被保険者が任意継続被保険者である場合を除く。）において、協会に返納するときは厚生労働大臣を経由して行うものとする。

2 (略)

3 被保険者（任意継続被保険者を除く。次項において同じ。）の資格喪失により事業主が返納すべき被保険者証は、やむを得ない場合を除き、資格喪失届に添えなければならない。この場合においては、その理由を資格喪失届に付記しなければならない。

4 被保険者は、その資格を喪失したとき、その保険者に変更があったとき、又はその被扶養者が異動したときは、五日以内に、被保険者証を事業主に提出しなければならない。

5 (略)

3 国民健康保険の被保険者の資格取得に関する法令

○ 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）＜抜粋＞

(被保険者)

第五条 都道府県の区域内に住所を有する者は、当該都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険の被保険者とする。

(適用除外)

第六条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険（以下「都道府県等が行う国民健康保険」という。）の被保険者としない。

一～四 (略)

五 健康保険法の規定による被扶養者。ただし、同法第三条第二項の規定による日雇特例被保険者の同法の規定による被扶養者を除く。

六～十一 （略）

（資格取得の時期）

第七条 都道府県等が行う国民健康保険の被保険者は、都道府県の区域内に住所を有するに至った日又は前条各号のいずれにも該当しなくなった日から、その資格を取得する。

○ 国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号）＜抜粋＞

（法第六条各号のいずれにも該当しなくなった者に係る資格取得の届出）

第三条 法第六条各号のいずれにも該当しなくなったため、被保険者の資格を取得した者があるときは、その者の属する世帯の世帯主は、十四日以内に、前条第一項各号に掲げる事項（被保険者の資格を取得した者の現住所及び従前の住所を除く。）を記載した届書を、当該世帯主が住所を有する市町村に提出しなければならない。

（被保険者証及び被保険者資格証明書の交付）

第六条 市町村は、当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に対し、その世帯に属する被保険者に係る様式第一号（当該被保険者が法第四十二条第一項第三号又は第四号に掲げる場合に該当する場合にあっては、様式第一号又は様式第一号の二の二。以下この条において同じ。）による被保険者証を交付しなければならない。この場合において様式第一号による被保険者証は、その世帯に属する被保険者ごとに作成するものとする。

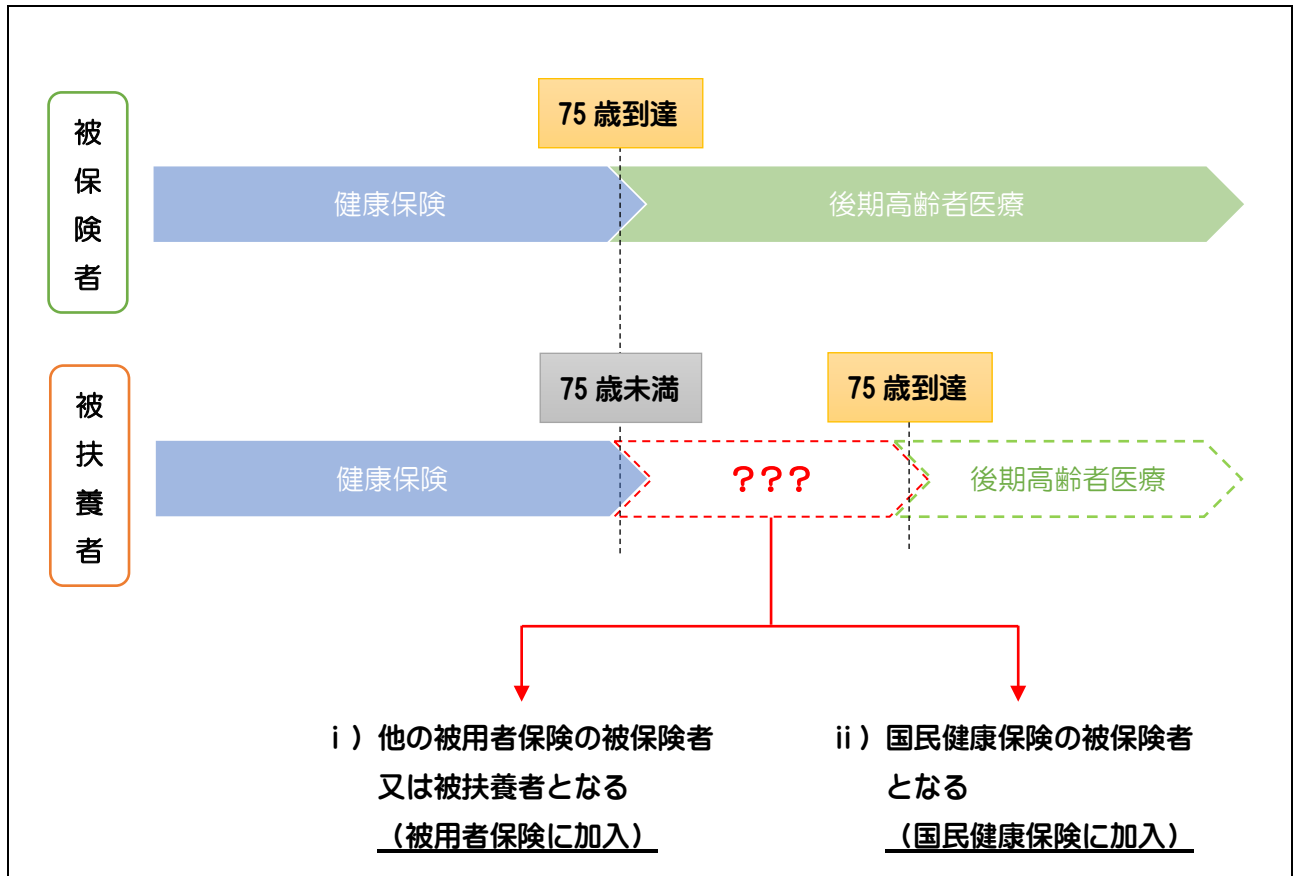
2 （略）

4 医療保険制度の体系

区分	制度	被保険者	保険者
(被用者保険) 職域保険	健康保険	適用事業所に使用される者等	全国健康保険協会 健康保険組合
		適用事業所に使用される日雇労働者	全国健康保険協会
	船員保険	船員として船舶所有者に使用される者等	全国健康保険協会
	共済組合等	国家公務員、地方公務員、私立学校教職員	共済組合 日本私立学校振興・共済事業団
地域保険	国民健康保険	都道府県の区域内に住所を有する者	都道府県、市町村
		同種の事業又は業務に従事する者で組合の地区内に住所を有する者	国民健康保険組合
—	後期高齢者医療制度	後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する 75 歳以上の者	後期高齢者医療広域連合
		後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する 65 歳以上 75 歳未満の者であって、一定の障害の状態にある旨の後期高齢者医療広域連合の認定を受けた者	

(注) 関係法令等に基づき、当局が作成した。

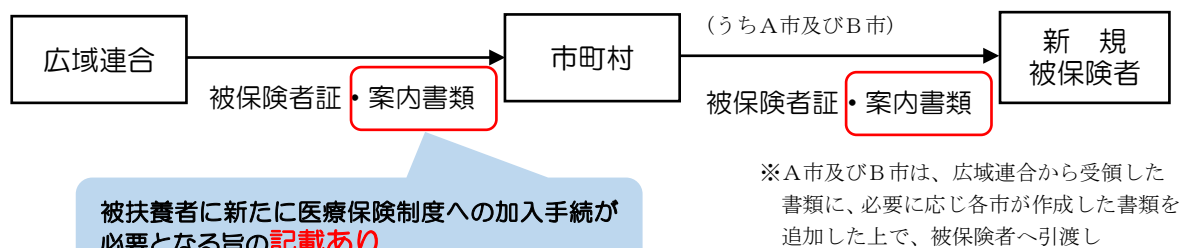
5 健康保険の被保険者（75 歳到達者）及びその被扶養者に係る医療保険制度の移行の流れ



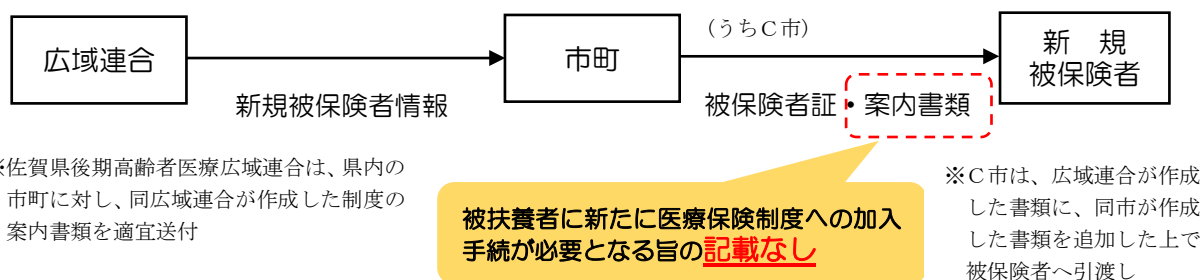
(注) 本図は当局が作成した。

6 各県後期高齢者医療広域連合等における被扶養者に係る医療保険制度への加入手続の周知状況（被保険者証送付時の案内書類における記載状況）

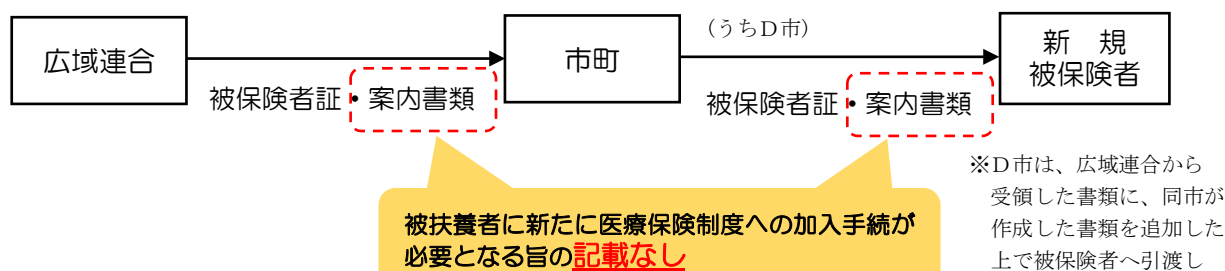
①福岡県後期高齢者医療広域連合管内



②佐賀県後期高齢者医療広域連合管内



③長崎県後期高齢者医療広域連合管内



(注) 本図は当局が作成した。

7 福岡県後期高齢者医療広域連合作成パンフレット「2019年度版（平成31年度）後期高齢者医療制度のしおり」（全24ページ）
（表紙と該当ページのみ抜粋）

2019年度版 （平成31年度） 後期高齢者 医療制度 のしおり



福岡県後期高齢者医療広域連合
2019年(平成31年)3月発行

対象となる方

- 75歳以上の方
75歳の誕生日から対象となります。
- 65歳以上75歳未満の一定の障がい[※]がある方で、申請により広域連合の認定を受けた方
広域連合の認定を受けた日から対象となります。
※一定の障がいとは次に該当する障がいのことをいいます。

障がいの程度	
身体障害者手帳	● 1級、2級、3級 ● 4級の一部
精神障害者保健福祉手帳	● 1級、2級
療育手帳	● A(重度)
国民年金法等の障害年金	● 1級、2級

将来に向けて、いつでも撤回の申し出をすることができます。
重度障がい者医療証をお持ちで、65歳以上の方は後期高齢者医療制度への加入が必要です。

対象となる方は、それまで医療を受けていた国民健康保険などから後期高齢者医療制度に移ることになります。

なお、社会保険から後期高齢者医療制度に加入した方に扶養されていた方は、新たに国民健康保険などの医療制度への加入手続が必要となります。
すでに国民健康保険に加入している方は必要ありません。

被保険者証

後期高齢者医療制度では、一人ひとりに被保険者証を交付します。

なくしたり破れたりしたとき、または届かなかったときは、お住まいの市(区)町村で、再交付の申請をしてください。

- 毎年8月1日に更新されます。
- 75歳の誕生日の前月にお届けします。
- 医療機関等にかかるときは、必ず窓口で被保険者証を提示してください。



8月から被保険者証は紫色に変わります

※有効期限を過ぎた被保険者証は使用できませんので、市(区)町村へ返却するか、ご自身で破棄してください。

被保険者証が使えないとき

- 病気とみなされないもの…人間ドック・予防接種など
- ほかの保険が使えるとき…仕事上の病気やけが（労災保険の対象となる場合）
- 保険給付の制限がされるとき…故意の犯罪や故意の事故・けんかや泥酔による傷病や広域連合の質問を拒んだときなど

（注）1 福岡県後期高齢者医療広域連合の資料による。

2 枠線（赤色）は当局が付した。

8 福岡県後期高齢者医療広域連合作成チラシ「お知らせ（〇月に75歳を迎えられる方へ）」（実物はA4サイズ両面）（表面のみ抜粋）

お 知 ら せ

（6月に75歳を迎えられる方へ）

●後期高齢者医療被保険者証の交付について

あなたは、来月、75歳の誕生日を迎えて後期高齢者医療の被保険者となりますので、被保険者証を交付します。有効期間は令和元年7月末日までです。

資格取得日（75歳の誕生日）以降に病院等で診療を受ける際には、同封した新しい被保険者証を窓口に提示してください。詳しくは同封のパンフレットをご覧ください。

●今まで社会保険や健康保険組合等に参加しどなたかを扶養していた方について

あなたに扶養されていた方は、あなたと同様、今までの社会保険や健康保険組合等を脱退することになりますので、新しい医療保険への加入の手続きが必要となります。詳しくは、今まで加入していた医療保険者にお尋ねください。

●保険料の納め方と保険料通知書の発送時期について

後期高齢者医療制度では、総医療費のうち、病院等で支払われる自己負担額を除いた額の約1割について、被保険者となる皆さんお一人おひとりから、保険料として所得に応じた額を納めていただくことになっています。

保険料は、原則として年金から天引き（特別徴収）になりますが、年度途中で新しく後期高齢者医療の被保険者となられた方は、市（区）町村によっては、事務処理の都合上、今年度は納付書による納付または口座振替（普通徴収）となる場合があります。

保険料の納付について、国民健康保険の被保険者だった方で国民健康保険の時に口座振替だった方も改めて手続きが必要となります。口座振替をご希望の方は、手続きの方法など、お住まいの市（区）町村の後期高齢者医療担当窓口（別紙、「お問い合わせ・申請等窓口一覧」のとおり）または金融機関にご相談ください。

なお、保険料については、7月中旬以降に、平成30年中の所得に基づいて計算された令和元（2019）年度保険料額決定通知書が市（区）町村から送られますので、納付方法もあわせてご確認ください。

●限度額適用認定申請、限度額適用・標準負担額減額認定申請について

平成29年中の所得に基づいて、1ヶ月にお支払いいただく医療費の上限額は6段階に分かれます。負担割合が3割で所得が一定額未満の方や同一世帯の全員（本人を含む。）が住民税非課税の方については、病院等が保険証のみで上限額を判断できないため、一旦、これを超えた医療費が請求される場合があります。認定証の交付を受け病院等に提示すれば、医療費のお支払いは原則、限度額までとなります。住民税非課税の方は、さらに入院時の食費・居住費も減額される場合があります。

認定証交付には、お住まいの市（区）町村の後期高齢者医療担当窓口への申請が必要です。

●特定疾病認定申請について

高額の治療を長期間継続して行う必要がある人工透析や血友病などの特定疾病の方は、「特定疾病療養受療証」を病院などの窓口に表示すれば、毎月の自己負担額は、入院・外来別に、保険医療機関ごとに1万円までとなります。

受療証交付には、お住まいの市（区）町村の後期高齢者医療担当窓口への申請が必要です。

（裏面もご覧ください）

（注）1 福岡県後期高齢者医療広域連合の資料による。

2 枠線（赤色）は当局が付した。

9 日本年金機構福岡広域事務センター作成チラシ（実物は A4 サイズ両面）（裏面のみ抜粋）

被保険者資格喪失届・被扶養者（異動）届の提出について

平成20年4月より、

- ① 日本国内に住所を有する75歳以上である方、
- ② 65～74歳で一定の障害の状態にあることにより
広域連合の認定を受けられた方

は、被保険者・被扶養者であるかを問わず、後期高齢者医療制度に加入（①の場合は75歳の誕生日から、②の場合は認定日から資格を取得）されることとなり、現在加入されている全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者・被扶養者ではなくなります。

（注）被保険者の方が資格喪失された場合は、現在、75歳未満である被扶養者の方も国民健康保険等別の医療保険に加入する手続が別途必要となります。（国民健康保険に加入する場合は、お住まいの市町村窓口でお手続きが必要です。）

現在、65～74歳の方が、今後広域連合より障害認定を受けた場合の届書の提出について

現在、65～74歳の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者・被扶養者である方が上記②に該当された場合は、全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者・被扶養者でなくなられるため、被保険者資格喪失届・被扶養者（異動）届を提出してください。

現在、65～74歳で広域連合より障害認定を受けている方が今後、一定の障害の状態に該当しなくなったとき又は本人から障害の認定に係る申請を取り下げる旨の申し出があったとき

現在、上記②に該当している方が、一定の障害の状態に該当しなくなったり、障害認定に係る申請を取り下げられた場合は、後期高齢者医療の被保険者でなくなります。一方で、事業所との常用的使用関係が認められる限り、健康保険の被保険者となりますので、その場合は、被保険者資格取得届（被扶養者の方の場合は、収入状況等の証明書類を添付のうえ、被扶養者（異動）届）を提出してください。

（注）1 日本年金機構の資料による。

2 枠線（赤色）は当局が付した。